議案第３３号

児童自立支援施設に係る事務の委託について

上記の議案を提出する。

令和４年２月１５日

提出者　東京都板橋区長　坂　本　　健

児童自立支援施設に係る事務の委託について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１４第１項の規定に基づき、別紙のとおり規約を定め、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第４４条に規定する児童自立支援施設に係る事務を東京都に委託する。

（提案理由）

児童自立支援施設に係る事務を委託する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第２５２条の１４第３項において準用する同法第２５２条の２の２第３項本文の規定に基づき、提出するものである。

別　紙

板橋区の児童自立支援施設に係る事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１４第１項の規定に基づき、板橋区（以下「甲」という。）は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第４４条に規定する児童自立支援施設に係る事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を東京都（以下「乙」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第２条　委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第３条　委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。

２　前項の経費の額及び交付の時期は、甲と乙とが協議して定める。この場合において、乙は、あらかじめ委託事務の管理及び執行に要する経費の見積りに関する書類を甲に送付するものとする。

（収入の帰属）

第４条　委託事務の管理及び執行に係る使用料及び手数料並びに財産収入及び諸収入は、全て乙の収入とする。

（収入及び支出の経理）

第５条　乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について経理を明確にしておくものとする。

（収入及び支出の精算）

第６条　乙は、毎年度終了後、速やかに委託事務に係る収入及び支出の精算を行い、その明細を甲に通知する。

（条例等の制定又は改廃の場合の措置）

第７条　委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等が制定され、若しくは廃止され、又はその全部若しくは一部が改正された場合においては、乙は、直ちにその旨を甲に通知するものとする。

（委託事務の廃止に伴う決算処理等）

第８条　委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出は、当該廃止の日をもってこれを打ち切り、乙がこれを決算する。

（委託事務の管理及び執行の細目）

第９条　この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附　則

この規約は、令和４年７月１日から施行する。